

別紙

「朝倉３号汚水幹線管渠築造工事（Ｒ３－１）外に伴う建物等事後調査・算定委託業務（Ｒ７－１）」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

家屋補償

工損調査等業務（直接業務費）＋その他原価×90/100＋一般管理費等×50/100

上記算定式により算出した額が予定価格の 10 分の 8.1 を超える場合は予定価格の 10 分の 8.1 とし、予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は 予定価格の 10 分の 6 の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和 7 年 4 月 1 日以降）**」を参照のこと。